

# 共済組合の掛金・保険料

経理貸付係  
(082)513-4958

## 1 掛金・保険料の概要

共済組合が行う、短期給付や長期給付、福祉事業の3つの事業に要する費用は、組合員が負担する掛金・保険料と、事業主及び地方公共団体が負担する負担金で賄われています。

掛金・保険料は、組合員のその月に適用される「標準報酬月額」及び「標準期末手当等の額」に、下表の掛金・保険料率を掛けて算定します。

掛金・保険料は、組合員の資格を取得した月から、その資格を喪失した日の属する月の前月まで、月単位で徴収します。(資格取得月と同じ月に資格を喪失した場合を除く。)

共済組合の掛金・保険料率一覧(平成31年4月1日現在) (単位:千分率)

| 区 分     | 短期掛金(注1) | 介護掛金(注2) | 厚生年金保険料(注3) | 退職等年金掛金 |
|---------|----------|----------|-------------|---------|
| 掛金・保険料率 | 43.51    | 6.75     | 183.00      | 7.5     |

(注)

- 1 短期掛金には、福祉事業の財源となる福祉掛金を含みます。
- 2 介護掛金は、介護保険第2号被保険者(市町村に住所を有する40歳以上65歳未満の者)である組合員から徴収します。
- 3 厚生年金保険料は、組合員と事業主が折半で負担します。

## 2 掛金・保険料の納付

給与支給機関が、毎月の給与及び期末手当等から掛金・保険料を控除して、共済組合に納付します。

ただし、無休退職等により、給与・期末手当等から控除できない場合は、組合員が直接共済組合に納付する必要があります。共済組合から送付された振込依頼書により、その月の末日までに納付してください。

## 3 掛金・保険料の免除

掛金・保険料が免除されるのは下表の場合です。いずれも共済組合への申出が必要です。

産前産後・育児休業は全ての掛金・保険料が、介護保険適用除外は介護掛金が免除となります。

| 区 分          | 免除事由   | 提出書類(注1)          | 免除期間  |
|--------------|--|-------------------|---|
| 産前産後<br>休業   | 産前産後休業の取得                                      | 産前産後休業掛金等免除申出書    | 産前産後休業(注2)開始日の属する月から、終了日の翌日の属する月の前月           |
|              | 産前産後休業期間の変更(予定日≠出産日)                           | 産前産後休業掛金等免除変更申出書  |   |
| 育児休業         | 育児休業の取得  | 育児休業等掛金等免除申出書     | 育児休業開始日の属する月から、終了日(または当該子が3歳に達する日)の翌日の属する月の前月 |
|              | 育児休業期間の変更                                      | 育児休業等掛金等免除変更申出書   |   |
| 介護保険<br>適用除外 | ①国内に住所を有しなくなった(例:海外派遣・配偶者同行)<br>②身体障害者療養施設等に入所 | 介護保険第2号被保険者資格喪失届書 | 国外転出日・施設等入所日の翌日の属する月から、国内転入日・施設退所日の属する月の前月    |

(注)

- 1 提出書類の様式は、ホームページの「様式ダウンロード集(掛金関係)」に掲載しています。
- 2 「産前産後休業」とは、出産日(出産予定日より後の場合は出産予定日)以前42日(多胎妊娠は98日)から出産日後56日までの間で、妊娠又は出産を理由として休業している期間をいいます。